

三郷生活保護裁判を支援する会ニュース

団体・個人の参加
お待ちしております！

埼玉県社会保険推進協議会
〒330-0064 さいたま市浦和区岸町7-12-8 自治労連会館内
三郷市社会保険推進協議会
〒341-0032 三郷市中397 埼玉土建三郷支部気付

No.14
2010年7月17日発行



三郷生活保護裁判 原告証人尋問

三郷生活保護裁判は、三郷市を相手に、生活保護の申請を拒否され続けたご家族が国賠訴訟の提起をし、2007年10月31日、さいたま地裁第1回口頭弁論が開始されて以降、13回の口頭弁論裁判がおこなわれました。

7月7日の第14回から証人調べが始まりました。原告一家の長男と、実際の生活保護申請に関わった原告団弁護士が証人にたちましました。二人の証言で、三郷の生活保護行政の実態が、浮き彫りとなりました。次回9月27日の裁判証人は、原告の面接をおこなった面接官3名です。次回傍聴をお願いします。

裁判後の報告会、証人に立った原告息子さんと吉廣弁護士

裁判には、傍聴希望者53名がならび、傍聴席が44席のため抽選となりました。

**原告（長男）
証人尋問**

★父の病気で生活苦

原告自身については、中学卒業後、溶接の仕事に就いたが怪我で退職し、当時は失業中で両親から生活費をもらっていたが、借金はなかったということ述べて

した。

父の病気については、平成16年12月に知らされ、働けなくなるということとその時間いたということでした。最初の入院の際、家族で生活費、入院費の工面をどうするか相談し、まずは原告が働き、足りない分は生活保護を申請しようということになったと述べました。

たいと言うと別のブー スへ通され、職員に母が現状を話し、「今日は何の用ですか」と聞かれたのに対して、母が「夫が入院したので生活保護を受けたい」と言ったそうです。職員は車を持っていてはいけない、仕事を探さないと言ったそうです。原告が仕事を探しているが見つかからないと言うと、職員からは早く探してくださいと言われたということでした。結局、生活保護は受けさせてもらえない、車があるからだと言ったそうです。

★最初から生活保護を申し出

三郷市の福祉課については、原告が最初に行ったのは平成17年の年明けすぐで、母と一緒にいったそうです。受付で生活保護を受け

第十五回裁判・証人尋問と宣伝

日時：二〇一〇年九月二十七日(月)

午後一時三〇分～四時

傍聴の抽選は、午後一時です。

場所：さいたま地方裁判所二〇二法廷

*弁護団報告会が裁判終了後

埼玉弁護士会館二階で開催されます。

★当日、弁護団報告会終了後、浦和駅西口で宣伝をおこないます。*時間は午後五時半～予定



裁判報告会で原告を困む支援者

★働いても生活苦

原告はその後、仕事を探し、2月1日くらいから働き始めたというのでした。最初の給料が支払われたのは3月25日で、10万円くらいであり、全額母に渡したそうです。10万円の収入で生活ができたのかという質問に対しては、やりくりできる状態ではなく、家賃と車のローンにも足りなかったと答えました。

★借金に頼る生活

最初にクレジットカードを作った時期については、平成17年4月だと答え、母に頼まれてお金を借りたと述べました。返済は給料からしようと思っていたというので、給料では生活が成り立たなかったため返せないのは

はないかと尋ねると、いつかは生活保護を受けられるだろうと思っていたと答えました。平成17年9月頃の生活については、毎食食べられないこともあり、ご飯とみそ汁だけという食生活で、電気やガスの督促状が来たと言いました。

★再度生活保護の申請

原告が仕事をしたのは平成18年5月まで、会社から契約を更新しないと言われたというのでした。その頃も生活保護は受けられておらず、再度母と福祉課へ生活保護申請を行ったところ、受付で生活保護を受けたいと言うとしばらく待たされ、別室に案内されて女性の職員が対応したそうです。母が夫が治療中で生活費がないと現状を話すと、職員は「とにかく働いてください」と言い、仕事を探しているが見つからないと言うと「それでも働いてください」と言い、原告も仕事が見つからないと話した

★生活保護受給も家賃補助なし

その後、原告は就職活動のために葛飾区の祖父の家に移り、他の家族は生活保護が受けられるようになったが家賃分が支給されなかったと述べました。その理由については、家賃が高すぎると言われたと述べました。

★転居指導あり

不動産屋からいつか賃が払えるのかという催促もあり、三郷市のケースワーカーからは家賃が高いので転居するよう指示されたそうです。物件を探し、そのケースワーカーに持っていったところ、今まではより1万円安くなるが駄目だと言われ、基準額を超えていないものでも高過ぎると言われたそうです。その際は、生活保護を打ち切られるかもしれないと思つて従つたというこ

★申請権の侵害行為

その後、葛飾区に転居が決まり、引越しの見積もりを持つていくと、引越したら生活保護は終わりですと言われたそうです。当時、原告と母は仕事がなく、妹は三郷市内でアルバイトをしていましたが、転居すれば続けていけないとわかつていたそうです。ケースワーカーは仕事を探すように言い、更に葛飾区の福祉課には行くなと言つたそうです。

★対応の違い歴然

父は退院して保護が打ち切られたため、国民健康保険の加入手続きのため葛飾区の健康保険課に行ったところ、生活保護を申請するよう言われたそうです。そして父は、生活保護を受給できるようになつ

たそうですが、原告と母は怒られると思つてすぐには申請に行けなかったそうです。当時の心境については、家族の笑顔がなくなったのがショックだった。なぜ葛飾区は丁寧に教えてくれたのに、三郷市はどうしてこんなに弱い者いじめをするのか、と悔しいと述べました。

署名は、埼玉社保協のホームページ

<http://www.shahokyo.org/>にアクセスを。

各種集会、団体を通じて全国から幅広く集まっています。引き続き、結審まで署名を集めていきますので、ご協力をお願い致します。